

持株と議決権 まるわかりガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年11月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

持株と議決権まるわかりガイド

株式保有と議決権の基本

株式会社において株式を保有することは、その会社のオーナーの一人になることを意味します。株主は、会社の経営方針などを決める株主総会に参加し、保有する株式数に応じて議決権（投票権）を行使することで、経営への意思表示ができます。

・**原則**：「1株＝1議決権」が基本ですが、多くの会社では単元株制度を採用しており、一定の株式数（例: 100株）を1単元として、1単元につき1つの議決権が与えられます。

・**持株比率の重要性**：会社の意思決定は、株主総会での多数決で決まります。そのため、発行済株式総数に対して、どれくらいの割合の株式を保有しているか（持株比率）が、会社への影響力を測る上で非常に重要になります。

株主総会の決議の種類

株主総会で議案を可決するには、主に2つの決議方法があり、それぞれ可決に必要な賛成数が異なります。

決議の種類	決議される主な内容	可決の条件
普通決議	役員の選任・解任、配当金の決定など、会社の基本的な運営事項	・ 定足数：過半数 ・ 出席した株主の議決権の過半数の賛成
特別決議	定款の変更、会社の合併・解散など、会社経営の根幹に関わる重要事項	・ 定足数：過半数 ・ 出席した株主の議決権3分の2以上の賛成

持株と議決権まるわかりガイド

持株比率で変わる！株主の権利一覧

持株比率が高まるにつれて、より強力な権利を会社に対して行使できるようになります。

1%以上（6カ月の保有要件あり）：株主提案権

- **権利の概要**：株主総会において「こういう議題を話し合ってほしい」「新しい役員としてこの人を推薦したい」といった議案を提案することができます。
- **意義**：たとえ1%の保有であっても、他の株主に対して自身の意見を表明し、議論のきっかけを作ることが可能です。

100分の3以上（公開会社には保有要件あり）：株主総会の招集請求権・会計帳簿の閲覧権

- **権利の概要**：取締役会に対して、株主総会の開催を請求したり、会社の経営が適切に行われているかを確認するために、会計帳簿や資料を閲覧したりすることができます。
- **意義**：会社の経営状況をより深く監視し、必要であれば株主全体での議論の場を設けることを要求できる、強力な監督権限です。

持株と議決権まるわかりガイド

3分の1（約33.4%）超：特別決議の拒否権

- **権利の概要：**株主総会の特別決議を単独で否決することができます。
- **意義：**会社の合併や事業の売却、定款の変更といった、経営の根幹に関わる重要な決定を一人で阻止できるため、経営において非常に大きな影響力を持ちます。

過半数（50%）超：普通決議の単独可決権

- **権利の概要：**取締役の選任・解任など、普通決議を単独で可決できます。
- **意義：**日常的な経営の主導権を事実上握ることができ、自らの意思に沿った取締役を選任することで、会社の経営方針をコントロールできます。

3分の2（約66.7%）以上：特別決議の単独可決権

- **権利の概要：**普通決議はもちろん、会社の合併や解散といった最も重要な特別決議さえも単独で可決できます。
- **意義：**会社のあらゆる意思決定を一人で行える状態であり、完全な経営支配権を確立したことを意味します。